

南あわじ市いじめ防止基本方針



南 あ わ じ 市

南あわじ市・洲本市小中学校組合

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめについての基本的な認識	2
3 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向	2
第3 いじめの防止等に関する南あわじ市教育委員会の取組	3
1 いじめ防止等に関する組織	3
2 未然防止	3
3 早期発見	4
4 早期対応	4
5 インターネットによるいじめへの対応	4
6 家庭、地域、関係機関との連携	5
第4 いじめの防止等に関する学校の取組	5
1 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置	5
2 教職員のいじめ対応の能力	5
3 未然防止	6
4 早期発見	6
5 早期対応	7
6 自殺予防	8
7 インターネットによるいじめへの対応	8
8 家庭、地域、関係機関との連携	9
第5 重大事態への対処	9
1 重大事態の意味及び調査	9
2 児童生徒の自殺という事態が起こった場合	10
3 調査結果等の取扱い	10
4 再調査及び結果を踏まえた措置	11
第6 いじめの防止等の検証及び見直し	11
1 実態状況の報告	11
2 総合的な検証	11

はじめに

南あわじ市は、「ふれあい共生の人づくり」を教育方針に掲げ、「次世代の人材を育てる教育」と「活力と生きがいをはぐくむ教育」を二つの柱として、教育施策を展開してきた。中でも、学校教育においては「安全・安心で、開かれた学校・園づくりの推進」を重点課題の一つとして取り組んでいる。そのような中であって、いじめを防止し、根絶に向けての取組を一層充実させることは、本市の教育の質的向上を図る上で重要な意味を持つものである。

いじめは、児童生徒の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。さらに、近年、インターネットを介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化するいじめの問題を踏まえ、その解決を図るために、学校、家庭、地域、関係機関等は連携協力し、その変化にも対応できる取組の推進に努めなければならない。

南あわじ市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（公立学校用）平成25年法律第71号）をふまえ、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないように、市民総がかりでいじめに対峙するため、南あわじ市におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、という。以下同じ。）の基本的な方針を示すものである。この基本方針に基づき、いじめの問題の克服に向けた施策や活動を効果的に展開し、知恵あふれ、ふるさと南あわじを大切に作る人づくりを推進する。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

以下の基本理念に則り、いじめ防止等の対策を行うこととする。

- いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、市民総がかりでいじめの問題を克服することを目指す。

第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

2 いじめについての基本的な認識

- (1) いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある。
- (4) 嫌がらせやいじめる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- (5) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- (6) いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

3 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

いじめの問題の克服に向けては、教育委員会が市長部局や警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、その前面に立ち、学校と一体となって取り組んでいく。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって、児童生徒一人一人の人的成長を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科・領域を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

このことを前提として、以下4点を基本的な方向とする。

- (1) 自分で判断し行動できる児童生徒を育てる。
- (2) 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。
- (3) 特定の教職員がいじめの問題を抱え込まず、組織的に取り組む。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部専門機関等と連携する。
- (4) アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、全教職員で共有し、いじめの対応能力の向上を図る。

第3 いじめの防止等に関する南あわじ市教育委員会の取組

1 いじめ防止等に関する組織

教育委員会は、いじめの防止等のために、関係機関及び団体と連携して組織的な対応を行う。

(1) 南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会

南あわじ市では、法第14条第1項の規定に基づき条例の定めるところにより、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」）を設置する。

この協議会は、学識経験者、地方法務局、中央こども家庭センター、南あわじ警察、福祉関係者、地域代表者、保護者代表、学校関係者、教育委員会、その他の関係者により構成し、専門的な見地及び市民の立場で本市のいじめ対策について検討する。

(2) 南あわじ市いじめ問題対応委員会

南あわじ市では、法第14条第3項の趣旨に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会に「南あわじ市いじめ問題対応委員会」（以下「委員会」）を設置する。

この委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成し、次の機能を持つ。

- ① 南あわじ市いじめ防止基本方針に基づきいじめ防止等のための調査研究に関すること。
- ② 学校におけるいじめに関する報告又は相談を受け、当事者間の関係調整、及び問題解決を図ること、または調査を行うこと。
- ③ 法第28条に基づく重大事態の調査を行うこと。

2 未然防止

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、心の通い合う人間関係を構築できる社会性を育むために、以下にあげた組織的・継続的な取組を進め、その成果を検証する。

- (1) 学校の教育活動全体を通して、命や人権を尊重する豊かな心の育成を図る。
- (2) 教職員の授業力向上、児童生徒への対応力向上、いじめ防止等に関わる対応能力の向上を図るための研修を充実させる。
- (3) 児童生徒の主体的な活動を促すため、望ましい人間関係を築く特別活動を推進し、自主的な活動を支援する。
- (4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発を図る。
- (5) 教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間を確保する。

3 早期発見

- (1) 全中学校及び拠点となる小学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒と保護者の心の相談体制を整備する。
- (2) 県、市及び関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図るとともに、情報共有や協力体制を構築し、児童生徒や保護者等の相談に迅速かつ的確に対応する。
 - ・南あわじ市青少年育成センター「青少年なんでも相談」
 - ・淡路教育事務所「教育相談窓口」
 - ・ひょうごっ子悩み相談
 - ・子どもの人権110番
 - ・ヤングトーク（兵庫県警察少年相談室）
 - ・兵庫県いのちと心のサポートダイヤル
 - ・ひょうごユースケアネットほっとらいん相談
 - ・ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談
 - ・ひょうごっこ「ネットいじめ情報」相談窓口
 - ・法務局人権相談窓口
 - ・兵庫県弁護士会法律相談「子どもの悩みごと相談」
- (3) いじめ対応マニュアル等により、各学校におけるアンケート、いじめの通報情報共有、適切な対処等のマニュアルを作成させ、全教職員に徹底を図る。

4 早期対応

- (1) 市教育委員会は、学校との定期的な情報交換・情報共有やいじめ認知件数の把握を行う。
- (2) 深刻ないじめが発生した場合、市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導助言等、必要な支援を行うとともに、解決が困難な事案については、市教育委員会が主導し、早期解決を図る。
- (3) いじめを受けた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、必要に応じて就学校の指定の変更や区域外就学等について弾力的に対応する。
- (4) 学校だけでは解決が困難な事案について、専門的・多面的支援を行う。さらに必要に応じて「南あわじ市いじめ問題対応委員会」への支援要請を行う。

5 インターネットによるいじめへの対応

- (1) 児童生徒、教職員に対してインターネットやソーシャルメディアを通じて行われるネット上のいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保する。

- (2) ネット上のいじめを防止し、あるいは、効果的に対処することができるよう啓発する。
- (3) スマートフォンやパソコン等の利用について、家庭や地域、学校が連携して、ネット上のいじめ防止の取組を推進する。

6 家庭、地域、関係機関との連携

- (1) いじめの防止等の対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校評議員会、学校支援地域本部、放課後子ども教室、学童保育、保護者会や地域の会合等、関係機関、学校、地域社会及び民間団体等の連携を促進する。
- (2) いじめに関する学校の取組への理解や教育活動への支援を得るとともに、児童生徒が大人に相談したり、大人同士が協議したりする場を設けるよう啓発する。
- (3) 小・中学生指導担当者会、小・中・高生徒指導連絡協議会等における学校間及び警察やこども家庭センター等関係機関との連携協力体制を充実し、児童生徒等の情報や、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。

第4 いじめの防止等に関する学校の取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

- (1) 各学校は、国及び県・市のいじめ防止基本方針を参考とし、いじめの防止等の取組について基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。
- (2) いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、管理職、複数の教職員、養護教諭や、学校の実情に応じて心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等から構成される「いじめ対応チーム」等校内組織を設置し、この組織を中心に教職員全員の共通理解の下、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

2 教職員のいじめ対応の能力

- (1) 全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう研修等の充実等を図る。
- (2) 「いじめ未然防止プログラム」の活用や「いじめ対応マニュアル」、いじめの具体的な事例をもとにした校内研修を充実させる。

3 未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、豊かな人間関係を築き、いじめを許さない土壌づくりに取り組むため、年間を通して総合的、予防的な取組を計画し、実施していく必要がある。取組状況等を学校評価の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善するよう努める。

- (1) 全ての児童生徒が認められていると思えるよう自尊感情を高め、自己有用感が形成できるよう仲間づくりを進める。
- (2) 「いじめは絶対に許さない」ということを理解させ、生命尊重の精神や人権感覚を育てる人権教育の充実を図る。
- (3) 学校の教育活動全体を通じ、規範意識や道徳的判断力を育てる道徳教育の充実を図る。
- (4) 生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むために、環境体験自然学校、トライやる・ウィーク等を中心とした体験教育の充実を図る。
- (5) 望ましい人間関係を育てる特別活動を推進し、児童会や生徒会を充実させ、いじめ防止等のための自主的な活動を促す。
- (6) 「わかる授業・できる授業・楽しい授業」が日常的に行えるよう、学校の実態に応じた校内研修により、教員の授業力を向上させる。
- (7) 心の通い合う教職員の協力協働体制を構築し、全教職員が全児童生徒を見守る。
- (8) 特別支援学級の児童生徒や、発達障害を持つなど特別な支援を要する児童生徒は、いじめの対象（場合によっては加害者）となりやすいことから、特別支援教育の観点を踏まえた児童生徒理解を進める。
- (9) いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。
- (10) 教職員が、児童生徒と向き合う時間を確保できるように、学校業務の改善に取り組む。
- (11) 異校種間や学校間の連携により配慮を要する児童生徒の情報共有を行う。
特に中学校区の各小学校からの生徒指導の内容を各教職員が共有し、一貫した指導体制を確立する。
- (12) 情報モラル教育の充実を推進するとともに、家庭に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。

4 早期発見

いじめの問題については、早期の発見が、早期の解決につながる。そのため日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努める。

- (1) 教職員が人権感覚を磨き、児童生徒の立場に立って、共感的に理解する。
- (2) 児童生徒がいるところには常に教職員がいることを目指し、共に過ごす時間を積極的に設け、日常的な観察や声かけを行う。
- (3) 生活ノートや連絡帳の活用等により、教職員と児童生徒、保護者の信頼関係を構築していく。
- (4) 定期的にアンケート調査を実施するなど、実態把握に努める。アンケート調査については、記入しやすい環境を整えた上で、各校の状況に応じて、記名・無記名式を選択・併用し、いじめの早期発見につなげる。
- (5) 相談しやすい環境づくりを進め、きめ細かな配慮のもとで事実確認を行い、いじめの解消に向けて迅速に取り組むことができるようにする。

5 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、直ちに適切な対応をする。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、いじめ対応チーム等校内組織を中心に組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

- (1) いじめを認知した教職員は、いじめを止めると共に、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、直ちに管理職、いじめ対応チームに連絡する。
- (2) 当事者や周りの関係者から正確に事実確認を行い、情報を教職員間で共有する。
- (3) 指導方針を明確にし、教職員の共通理解を図った上で、役割分担を明確にして、連携協力して児童生徒に対応する。
- (4) いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。いじめられている児童生徒、いじめを知らせた児童生徒について、登下校、昼休み等の教職員による見守りを強化する。また、その保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。
- (5) いじめを行っている児童生徒には、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。また、その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。
- (6) 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害だけが問題ではなく、「観衆」や「傍観者」もいじめを許容していることを理解させる。そして、「いじめは決して許さない」という雰囲気形成されるようにする。

- (7) 学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。
- (8) 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援チーム、学校運営支援対策員等の支援を要請するとともに、青少年育成センターの「青少年なんでも相談」や淡路教育事務所の「教育相談窓口」等を活用する。

6 自殺予防

自殺予防に資する観点から、本格的な「自殺予防教育」を実施する。そのためには、「下地づくりの教育」が必要である。「自殺予防に生かせる教育プログラムの活用」等を活用し、自殺予防に積極的に取り組む。

- (1) 「校内の環境づくり」の推進に努める。(健康観察、相談体制、生活アンケート)
- (2) 「下地づくりの教育」の推進に努める。(生命を尊重する教育、心身の健康を育む教育、温かい人間関係を築く教育)
- (3) 「自殺予防教育」の推進に努める。(早期の問題認識、援助希求的態度の促進)

7 インターネットによるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める。

- (1) 未然防止では、児童生徒の実態に応じて、学級活動、児童会・生徒会活動等においてスマートフォンやインターネットの使用について、ルールを自分たちで考え実行する等の取組を進める。
- (2) 保護者と連携するため、保護者会等でスマートフォンや携帯電話等の使用に関する学校のルールを共有する。
- (3) 早期発見では、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。
- (4) 早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局等の専門的な機関と連携して対応していく。
- (5) 保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

8 家庭、地域、関係機関との連携

- (1) 保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を設けるとともに、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、保護者研修会やホームページ・学校だより等により啓発する。また、いじめに対する家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できるよう相談窓口や連絡体制の周知を図る。
- (2) 多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるように、学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを行うとともに、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求める。
- (3) 学校は地域の警察との連携を図るため、管理職や生徒指導担当教員等を中心に日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。また、非行防止教室を開催し、警察官等が児童生徒を直接指導するなど、いわゆる「顔の見える連携」を行う。
- (4) 暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すると思われるいじめに関しては、早期に所轄警察署に相談するとともに、児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされている場合には、直ちに通報する。
- (5) いじめを行っている児童生徒の背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生委員・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。法務局人権相談窓口など教育委員会以外の相談窓口の情報についても適切に周知するほか、必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携した教育相談を行う。

第5 重大事態への対処

1 重大事態の意味及び調査

重大事態とは、次の場合をいう。

- ① いじめを受けた児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。すなわち、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などが想定される。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、当該児童生徒が一定期間連続して欠席しているなどの状況等により適切に判断するものとする。

- (1) 学校は、当該事案が重大事態と認められる場合、速やかに市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- (2) 調査は、市教育委員会又は学校が調査の主体となる。このとき、学校主体の調査では必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、市教育委員会の附属機関である「南あわじ市いじめ問題対応委員会」が調査を行う。
- (3) 調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。
- (4) 調査を行う組織については、弁護士、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性、中立性を確保した上で効果的に実施されるように留意する。
- (5) 調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものであることから、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- (6) 市教育委員会又は学校は調査組織に対し積極的に資料を提供すると共に、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。
- (7) 調査の経過及び結果については適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理には万全を期す。

2 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施する必要がある。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

この調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考に実施する。

3 調査結果等の取扱い

- (1) 調査結果については、市長に報告する。なお、学校が主体となって行った調査の場合は、南あわじ市教育委員会を通じて報告する。
- (2) 調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で提供する。その際、関係者の個人情報に十分配慮する。

- (3) 調査によって確認された事実関係は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず各校の指導の改善に活用するよう配慮する。

4 再調査及び結果を踏まえた措置

- (1) 調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、南あわじ市いじめ問題調査委員会に諮問し、再調査を行う。
- (2) 調査を行う委員は、職能団体等からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等や調査結果を説明する。
- (4) 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。
- (5) 市長は、再調査を行った結果を市議会に報告する。議会へ報告する内容については、関係者の個人情報に対して必要な配慮をする。

第6 いじめの防止等の検証及び見直し

1 実態状況の報告

- (1) この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会に毎年実施状況を報告した上で、必要な見直しを行う。
- (2) 学校においては、学校評価の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善するよう努める。

2 総合的な検証

この基本方針については、概ね3年後を目途に南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会において総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

平成26年12月 策定

平成29年 8月 改定

周りの人を思いやり、お互いを認め合って、
共に生きてゆく喜びをめざします。

(南あわじ市市民憲章より)

